

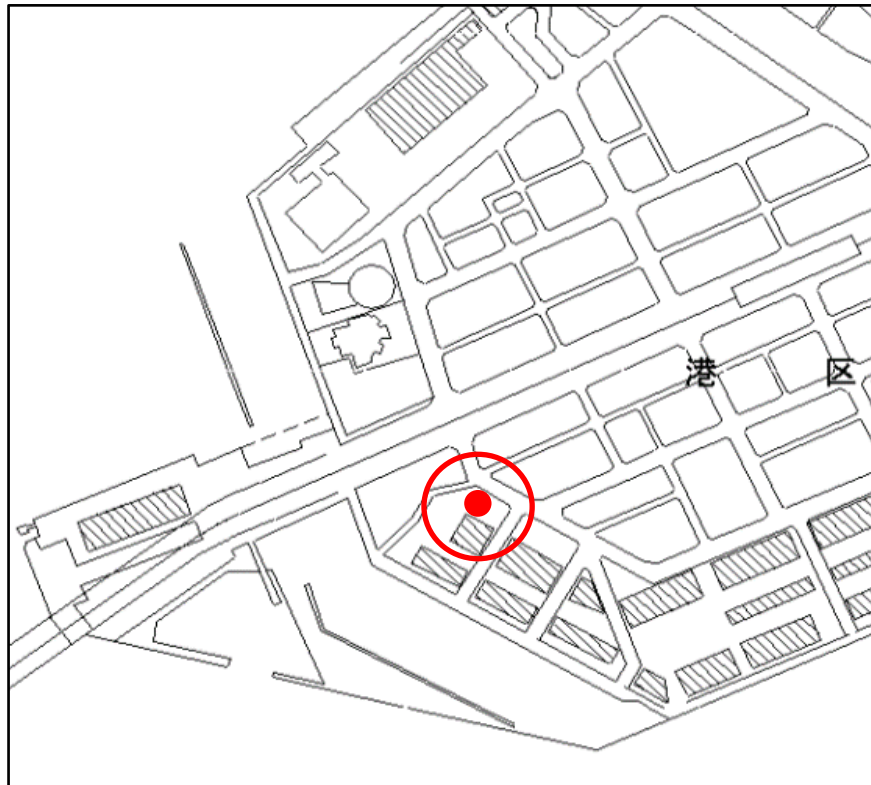
物件調書

物件番号	1919		
所在地	大阪市港区海岸通二丁目2番1内		
住居表示 (街区番号)	大阪市港区海岸通二丁目2番街区		
貸付面積	1,110.74 平方メートル		
使用用途	平面利用		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地
接面道路の状況	北東側約17m 北西側約8m 南東側約15m 舗装あり 高低差無し		
用途地域	準工業地域		
建ぺい率	60%	容積率	200%
防火地域	準防火地域	臨港地区	商港区
交通機関			
鉄道	大阪メトロ中央線「大阪港」から南西へ徒歩約6分		
現況			
舗装されていない土地、フェンス等設置あり			
特記事項			
<p>1. 本物件の存する地域は、都市計画法上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条(用途地域)及び第49条(特別用途地区)の規定は適用されず、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪市港湾局営業推進室開発調整課(電話：06-6615-7740)へお問い合わせください。</p> <p>2. 賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。契約更新はできません。</p> <p>3. 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。なお、本市は瑕疵担保責任を一切負いません。</p>			

5. 本件地を使用する際に、新たに舗装やネットフェンス等工作物を設置又は撤去する場合は、本市と協議を行ってください。その費用及びその他必要な申請等については、すべて借受人で行っていただきます。賃貸借契約が終了するときは期間満了までに本市の指示に従い、ネットフェンス等を落札者の費用負担で原状回復して本市に返還していただきます。
6. 本件地の賃貸借期間中において、調査（測量作業等）を行うため、現地に立ち入ることがあります。その際には、事前にご連絡いたしますのでご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
7. 賃貸借期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。
8. 本件地においては、粉じん発生が予想される砕石・砂・残土等の置き場や、廃棄物等の仮置き場や中継地として利用することはできません。
上記のほか、悪臭・騒音・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

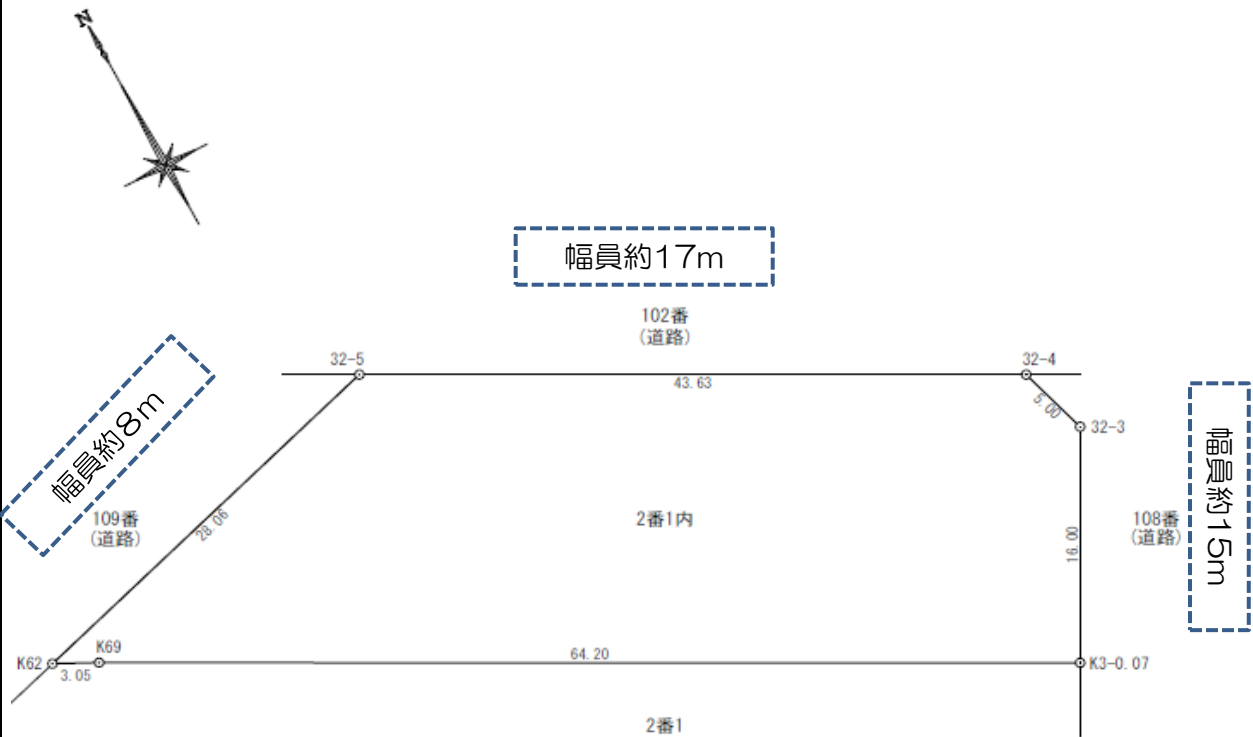
お問い合わせ 港湾局営業推進室管財課 TEL06-6615-7726

周辺図



※ 現況と異なる場合があります。

明細図



※ 本図は概要図であり、現況と異なる場合があります。
 ※ 現況と相違している場合、現況が優先します。

単位：メートル

物件番号	1920		
所在地	大阪市住之江区平林北一丁目2番31		
住居表示 (街区番号)	大阪市住之江区平林北一丁目2番街区		
貸付面積	68.43平方メートル		
使用用途	平面利用		
形状	明細図のとおり	土地の状況	賃貸中 (資材置場・駐車場)
接面道路の状況	南側約8m 西側約8m 舗装あり 高低差無し		
用途地域	工業専用地域		
建ぺい率	60%	容積率	200%
防火地域	なし	臨港地区	工業港区
交通機関			
鉄道	大阪メトロニュートラム「平林」から北へ徒歩約24分		
現況			
舗装されていない土地			
特記事項			
<p>1. 本物件の存する地域は、都市計画法上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条(用途地域)及び第49条(特別用途地区)の規定は適用されず、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。</p> <p>詳細については、大阪市港湾局営業推進室開発調整課(電話：06-6615-7740)へお問い合わせください。</p> <p>2. 賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。契約更新はできません。</p> <p>3. 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。なお、本市は瑕疵担保責任を一切負いません。</p>			

4. 本件地を使用する際に、新たに舗装やネットフェンス等工作物を設置又は撤去する場合は、本市と協議を行ってください。その費用及びその他必要な申請等については、すべて借受人で行っていただきます。賃貸借契約が終了するときは期間満了までに本市の指示に従い、ネットフェンス等を落札者の費用負担で原状回復して本市に返還していただきます。
5. 本件地の賃貸借期間中において、調査（測量作業等）を行うため、現地に立ち入ることがあります。その際には、事前にご連絡いたしますのでご協力いただきますようお願いいたします。
6. 賃貸借期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。
7. 本件地においては、粉じん発生が予想される砕石・砂・残土等の置き場や、廃棄物等の仮置き場や中継地として利用することはできません。
上記のほか、悪臭・騒音・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。
8. 賃貸中の契約については、令和2年3月31日をもって期間満了です。

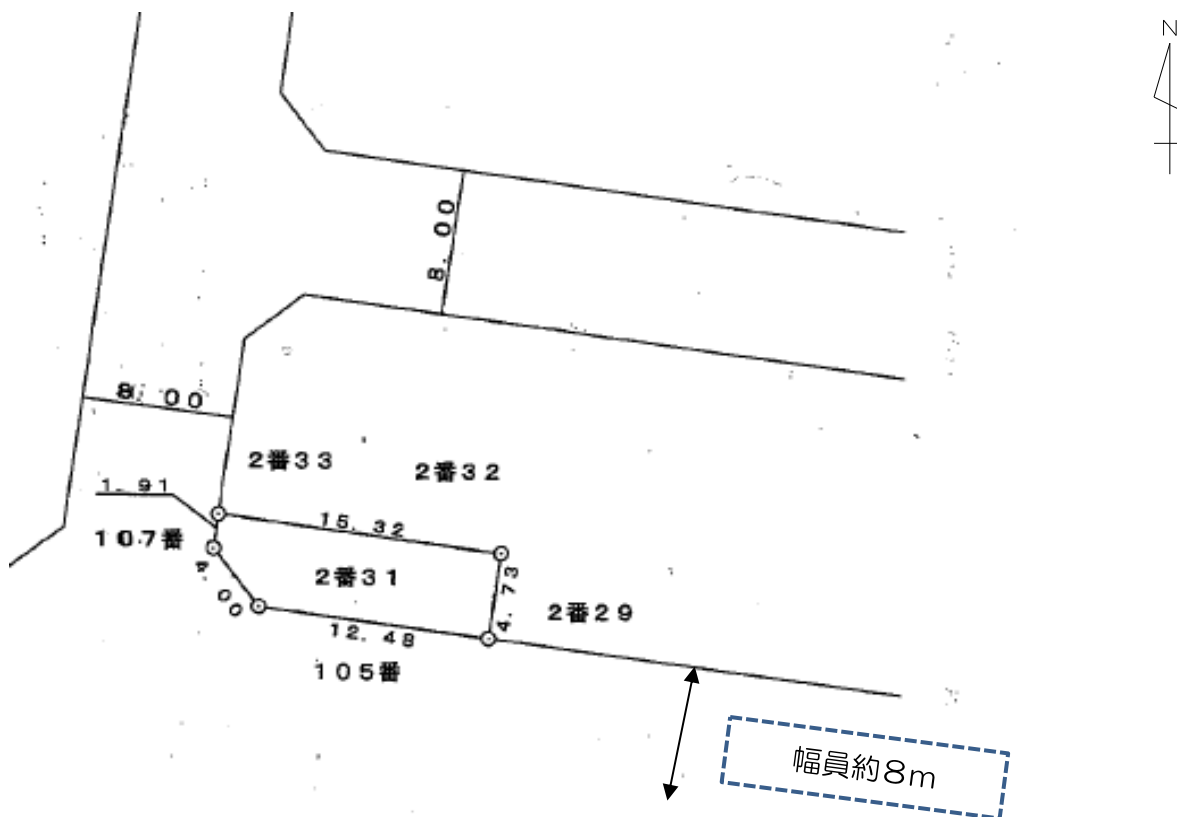
お問い合わせ 港湾局営業推進室管財課 TEL06-6615-7726

周辺図



※ 現況と異なる場合があります。

明細図



※ 本図は概要図であり、現況と異なる場合があります。
※ 現況と相違している場合、現況が優先します。

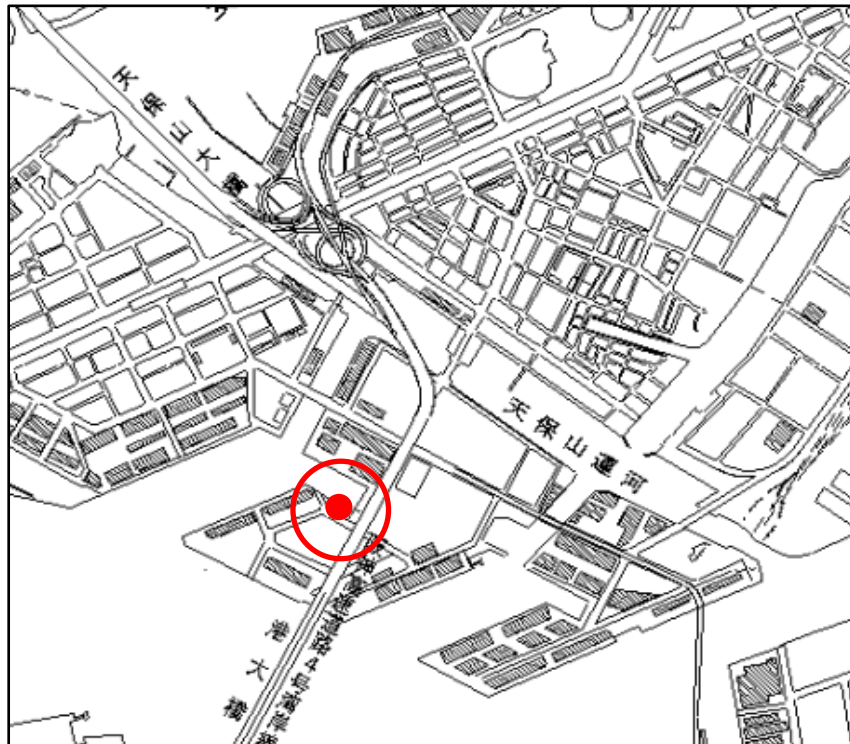
単位:メートル

物件番号	1921		
所在地	大阪市港区海岸通三丁目9番1内		
住居表示 (街区番号)	大阪市港区海岸通三丁目9番街区		
貸付面積	703.61平方メートル		
使用用途	平面利用		
形状	明細図のとおり	土地の状況	賃貸中(資材置場)
接面道路の状況	南西側約19m 舗装あり 高低差あり		
用途地域	準工業地域		
建ぺい率	60%	容積率	200%
防火地域	準防火地域	臨港地区	商港区
交通機関			
鉄道	大阪メトロ中央線「大阪港」から南東へ徒歩約20分		
現況			
舗装されている土地			
特記事項			
<p>1. 本物件の存する地域は、都市計画法上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条(用途地域)及び第49条(特別用途地区)の規定は適用されず、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。</p> <p>詳細については、大阪市港湾局営業推進室開発調整課(電話：06-6615-7740)へお問い合わせください。</p> <p>2. 賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。契約更新はできません。</p> <p>3. 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。なお、本市は瑕疵担保責任を一切負いません。</p>			

4. 本件地を使用する際に、新たに舗装やネットフェンス等工作物を設置又は撤去する場合は、本市と協議を行ってください。その費用及びその他必要な申請等については、すべて借受人で行っていただきます。賃貸借契約が終了するときは期間満了までに本市の指示に従い、ネットフェンス等を落札者の費用負担で原状回復して本市に返還していただきます。
5. 本件地の賃貸借期間中において、調査（測量作業等）を行うため、現地に立ち入ることがあります。その際には、事前にご連絡いたしますのでご協力いただきますようお願いいたします。
6. 賃貸借期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。
7. 本件地においては、粉じん発生が予想される砕石・砂・残土等の置き場や、廃棄物等の仮置き場や中継地として利用することはできません。
上記のほか、悪臭・騒音・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。
8. 賃貸中の契約については、令和2年3月31日をもって期間満了です。

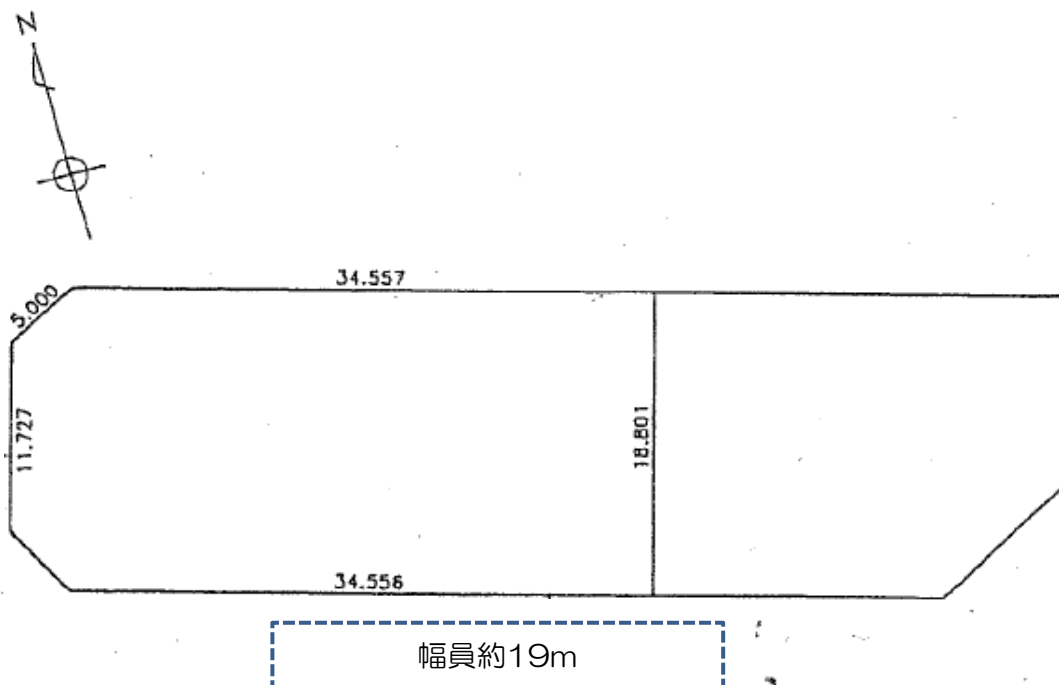
お問い合わせ 港湾局営業推進室管財課 TEL06-6615-7726

周辺図



※ 現況と異なる場合があります。

明細図



※ 本図は概要図であり、現況と異なる場合があります。
※ 現況と相違している場合、現況が優先します。

単位：メートル